

平成26年(ワ)第259号 損害賠償等請求事件

原告 對馬 靖人

被告 藍澤證券株式会社 外1名

準備書面(14)

平成27年12月4日

静岡地方裁判所沼津支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 角 替 清 美

はじめに

本書面では、被告藍澤證券の準備書面4に反論する。

これまでの経緯を振り返ると、被告藍澤證券の9頁からなる準備書面3は、詭弁テクニックのオンパレードであった。しかし、原告は丁寧にも30頁を費やして、準備書面(10)によって反論した。

そして、準備書面(10)の主張に、被告藍澤證券がどう反論するのかと原告は待ち構えた。しかし、準備書面(10)への反論が含まれているはずの準備書面4には原告への反論らしきものはほとんど見つからない。わずかに準備書面3の第3(7頁、8頁)が準備書面4の第2の2(2頁、3頁)として繰り返されただけである。したがって、繰り返された部分以外には、被告藍澤證券の反論はないのだろう。

その繰り返された部分、すなわち準備書面4の第2の2は、すでに準備書面(10)の第4で原告は反論してあるのだが、被告藍澤證券は原告の反論を読まずに、同被告の主張を繰り返しただけである。準備書面3と4の提出時期の間に、同被告の訴訟代理人弁護士2名の辞任があったが、引継ぎをきちんとして、原告の主張を無視せずに議論の進展を図ら

りたい。

第1 被告藍澤証券の本件事件における役割、及び実施できたはずのこと

1 被告藍澤証券はレジットの単なる販売会社ではない

- (1) 被告藍澤証券は、① レジットを**専売**する販売会社であり、かつ ② レジットの**代行協会員**であり、かつ ③ 請求目論見書（甲2の1）の13頁の「3 受益者の権利等」で規定される実権をもつ**受益者**である。したがって、「販売会社にすぎない」などの被告藍澤証券の役割を過小評価する表現は、大いなる誤解を生じさせる。
- (2) 多くの投資信託は、複数の証券会社または銀行などを販売会社として販売されるが、レジットを販売する販売会社は、被告藍澤証券のみである。被告藍澤証券は、レジットを**専売**する販売会社であり、レジットの管理会社との結びつきが一般の販売会社と管理会社の関係よりも強い。なお、丙第1号証の1ないし5の五つの投資信託についても、被告藍澤証券が専売し、同被告が代行協会員になっている。
- (3) **代行協会員**とは、レジットのような外国籍投資信託において、ケイマン諸島など海外の管理会社（例えばFCインベストメント・リミテッド）に代わって、日本国内において、目論見書の配布、一口あたりの基準価額の公表、日本の法令および日本証券業行協会規則により作成を要する財務諸表などの配布を行なう会社のことである。海外に設立された管理会社は、通常国内を拠点とする管理会社と比較して、日本国内における管理会社の業務が手薄になりがちである。そこで、これを補佐するのが代行協會員の役割である。

日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則（甲33）により、証券会社が外国籍投資信託を販売するためには、その外国籍投資信託が日本国内において代行協會員を定めていなければならないとされて

おり（同規則第15条2項、第16条5項）、代行協会員が存在しなければ事実上、日本での販売は許されない。すなわち、代行協会員は、レジットにとって必要不可欠な存在であり、ファンド関係者そのものである。

本件では、レジットの運用状況、および運用結果を決算期ごとに示す重要な文書「運用報告書」は、その発行元が被告藍澤証券、および名目的な管理会社であるFCインベストメント・リミテッドの2社の連名になっている。被告藍澤証券は、決して単なる販売会社ではなく、運用会社を補佐する役割も担う会社なのである。

被告藍澤証券は、「運用報告書」に名前を連ねる会社であるから、レジットに関する詳しい情報をもつことができる立場にある。被告ファンドクリエーションの文書「レジット・ファンドの分配原資の分析」（甲第24号証）は、何らかの意図の表れか、またはデータの収集が不完全なためか、基準価額および分配金との整合がとれない「部分データ」が記載されている。このことは、準備書面（8）の「第4 本件事件発生前にレジットが生み出していた利益」の19頁ないし28頁で詳しく述べた。ところが、被告藍澤証券は、レジットの分配原資に関して、基準価額および分配金との整合がとれる「完備データ」を保有している。すなわち、被告藍澤証券の三島支店の各支店長は、原告と毎月行なう話し合いの中で、この分配原資に関するその月のデータを口頭で示してくれた。特に、支店長訴外下中は、この分配原資に関するデータをマンスリーレポートにメモ書きしてくれたので、これを原告は甲第29号証として提出した。

（4） 上記事実からすれば、被告藍澤証券および被告ファンドクリエーションは、協力し合って魅力的なファンドを生み出す潜在能力を秘めたコンビにも、逆に悪事をたくらむ仲間にもなり得る。いわば、ある

商品群のメーカーとその商品群の販売店チェーンのように、協力し合
ってビジネスを進めるパートナーの関係にある。

被告藍澤証券は、レジットの企画段階からレジットの管理会社（被
告ファンドクリエーション）と密に打ち合わせをもち、被告藍澤証券
の要望事項などをレジットに反映させたと原告は聞いている。

また、本件事件にあたっては、被告藍澤証券の訴外毛利がこれまで
公に語られたことのない借入金レジットには存在するという説明
を原告にした（ただし、この借入金の有無はいまだに確認された事実
にはなっていないので、事件を起こすための方便かもしれない）。こ
うした説明は、訴外毛利が管理会社と密な打ち合わせをもって、本件
事件を投資家にどう説明するのかを模索する中で考え出されたもの、
または得られたものであろう。

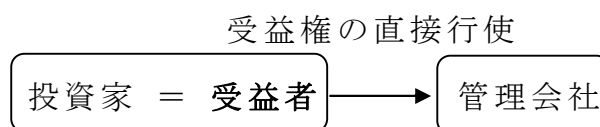
訴外毛利は、しっかりと販売会社としての投資家保護の役割を果た
していることを投資家である原告に示すためか、管理会社と打ち合わ
せをもって本件事件に取り組んでいる状況を原告に説明するので、原
告は「本事件のような事件が起きると、管理会社などは火事場泥棒の
ように不正を働く可能性があるので、注意していただきたい」と申し
上げた。こうした訴外毛利と原告とのやりとりは、乙第3号証の23
頁、24頁に記載されているとおりである。

(5) 通常の投資信託においては、受益者とは、投資信託に投資をした
投資家を意味する。そして、受益者には各種の受益権があつて、受益
者は直接的にその権利を管理会社に対して行使することができる。こ
れとは異なり、レジットの場合、投資家は、受益者よりもワンランク
下の「実質上の受益者」に格下げになっていて、「実質上の受益者」
である投資家は、直接的にその権利を管理会社に対して行使するこ
とができないと規定されている。このことは、請求目論見書（甲2の1）

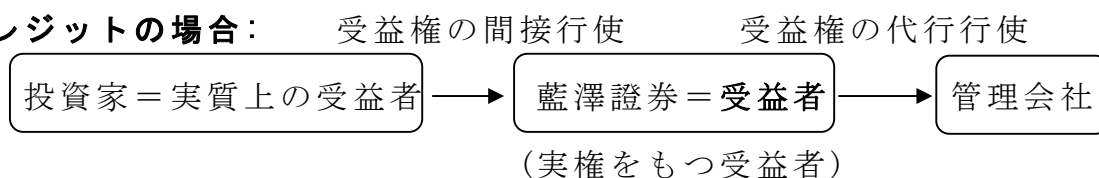
の13頁に記載されている。

その代わりに、「実質上の受益者」の上に「受益者」として被告藍澤証券が存在する構成になっている。「受益者」のことを被告藍澤証券は「形式上の受益者」と呼んでいるが、「実権をもつ受益者」と捉えるのが相応しい。被告藍澤証券は、「実権をもつ受益者」として、「実質上の受益者」である投資家に成り代わって、受益者の権利を行使する役割を担っているのである。したがって、「実質上の受益者」である投資家は、いわば投資家の代表者、代行者としての「実権をもつ受益者」である被告藍澤証券を経由して、管理会社に対して間接的に受益権を行使することになっているのである。

通常の投資信託の場合：



レジットの場合：



(6) こうした枠組みについては、準備書面(10)の「第4 販売会社をしての受益権の行使」の24頁ないし26頁に、準備書面3の「第4 管理会社に対し目論見書どおりの運用を実現させる義務を負わないこと」の7頁、8頁に対する反論として、すでに記載したとおりである。しかるに、被告藍澤証券は、請求目論見書の13頁も読まず、また準備書面(10)の第4も読まずに、「実権をもつ受益者」の行使できる権利が限定されていると述べているが、これは誤りである。すなわち、目論見書には、“行使できる権利の主なもの”が記載されてい

るのであって、行使できる権利がその主な権利だけに限定されているというのは全くの誤りである。

これらに加えて、原告の準備書面(3) 第3 (2) の3頁、4頁には、被告藍澤証券の「実権をもつ受益者」としての義務に関して詳しく記載済みのおりである。

要するに、被告藍澤証券の「実権をもつ受益者」として、投資家に成り代わって、投資家の受益権を管理会社に対して行使できるのは当然のことであり、むしろ投資家ために受益権を行使する義務があるというべきである。

2 被告藍澤証券の義務と影響力

(1) 被告藍澤証券は、準備書面4の第2において、目論見書どおりの運用に関する義務がないなどと述べているが、明らかに誤りである。

なぜなら、被告藍澤証券が販売会社として、レジットの目論見書を顧客に示して販売する際に、もしもレジットが目論見書どおりに運用されていないとすれば、虚偽記載の目論見書を用いたレジットの販売という不法行為になってしまう。こうならないためには、同被告はレジットの目論見書どおりの運用に関する義務がある。

なお、目論見書には、管理会社だけでなく、販売会社などが関与する運用に関しても書いてあるので、管理会社の行為だけを対象にした準備書面4の第2の記述は不十分である。

被告藍澤証券は、レジットに関係する会社が目論見書どおりの運用を実施していることを前提として、レジットを販売できるのであって、この前提が崩れるようならば、同被告は何らかの是正処置をとることが必要になるのである。

(2) 本件事件は、準備書面(13) 第4の2 (2) (29頁、30頁) に記載したように、少なくとも次の①ないし⑥の行為が組み合わ

されて実施された。その結果、本来のレジットが変質させられて、目論見書から逸脱した“変質後レジット”にさせられてしまった事件である。

① 2008年10月のマンスリーレポートに代表されるように、本来なら不動産の賃貸市場への投資のはずのレジットが、突然に不動産の売買市場の動向に左右される投資信託に変質したかのように説明がなされて、同時に基準価額が206円下落させられ、このことによって投資家からのレジットの買戻請求を誘発させた、② 早期売却を前提とする評価額を算出するための詳細不明の“目論見書にない評価方法”が新たに導入されて適用され、基準価額が約10分の3に下落させられた（評価方法の変更を正当化しようとする被告らの主張には根拠がなく、目論見書に記載の「売却価格に基づく買戻代金」に従って運用すれば基準価額の下落はあり得ない）、③ 借入比率が総資産の10パーセント以内であったはずが、40パーセント前後であるという説明が事件発生を機になされ、10分の3にも及ぶ下落の要因の一つにされた（なお、この借入比率が事実だという証拠は示されていない）、④ 熱心に行なわれていたレジットを販売促進活動がなされなくなり、逆に投資家に解約や買戻請求が促されることになった、⑤ レジットの総販売口数の減少に見合う以上に、不必要に収益源物件が売却され、本来あるべき収益源物件の棟数よりも著しく少ない棟数の収益源物件しかなくなってしまった（この棟数の差が消失した資産である）、⑥ 正当な理由が説明されることなく、分配金が減額された（収益源物件という資産の消失が計画され、そのために分配金の原資の減少が見込まれるので、分配金が減額されたのだと考えられる）。

(3) これらの行為が自然発生的に実施されたとは、考え難い。したがって、これらの行為は計画されたものである。この計画（これをレジ

ット事件実施計画と呼ぶ)の立案者は不明であるが、少なくとも被告藍澤証券はレジット事件実施計画を知っていて、あるいは知らされていて、この計画に同意している。これは、次の(i)ないし(v)の理由から明らかである。

(i) 準備書面(6)の第1の7(1)の14頁に述べたように、被告藍澤証券は手数料以外の収入であるところの“年間のレジットの信託報酬”が1億7千5百万円減り、さらに“年間のレジットの代行協会員報酬”が5千万円減ることになるので、もしも同被告がこの計画に同意していなかったとすれば、同被告自身も損失を被るのでこの損害問題が取りざたされることだろう。しかし、同被告は平然と本件事件を受け入れたのである。(ii) 本件事件では、基準価額が常識に反する異常な値下がりをしたために、被告藍澤証券の経験豊かな社員の中には異常さに気づき、何らかの違法行為にあたるなどと考える者もかなりいたはずである。しかし、同被告の本社の意向として、そうした考えは封じ込まれている。(iii) 原告は、本件事件によって基準価額が著しく下落する話を聞いて、2008年12月に、被告藍澤証券に「本件の分配金及び基準価額の減少はいかなるリスクが顕在化したものによるか」という質問をした(これを質問Xと呼ぶ)。ところが、質問Xには、賃料収入の減少という回答があったものの(甲34)、直ぐにその回答は否定されてしまい、その後には何ら回答がないまま今日に至っている。同被告は説明責任があるのだから、目論見書に記載されたあるリスクが顕在化したなどの説明をすればよいだけのことである。もしも、同被告が目論見書どおりの運用ではないレジット事件実施計画に同意していなければ、説明を拒否する理由はない。(iv) 被告藍澤証券は、レジット事件実施計画の支援をしている。すなわち、コールセンターを開設して、応酬話法を用意して、さらに支店長を投

資家宅に派遣して、投資家を説得して、早期売却を前提とする評価額が妥当なものであるというキャンペーンを展開した。そして、同被告の協力なしにはできないことであるが、レジットの販売促進活動を止めて、逆に投資家に解約や買戻請求を促した。すなわち、同被告の信託報酬などの収入がさらに減っても構わないという方針を同被告はとったのである。(v) レジット事件実施計画に被告藍澤証券が同意する際に、同計画を正当化するためのストーリーに基づく公式見解(理論武装)が用意されていたことは想像に難くない。なぜなら、本件裁判において、被告藍澤証券も、被告ファンドクリエーションも、同計画の無理筋の公式見解を全く同じように繰り返し述べるだけであった。そして、原告がそれ以外の種々の別の視点から指摘した本件事件の矛盾点などには、被告らは何も反論できずにいる。なお、レジット事件は、たたけば埃の出ないところはないほどの杜撰な計画である。

ちなみに、レジット事件実施計画を正当化しようとする理論武装が子供だましのような不出来なものであったことは、原告にとって幸いであった。もしも、磐石な理論武装がなされていれば、事件そのものにも原告は気づかなかったかもしれない。本件事件のように常識を突き抜けた発想の手口が目論見書の作成段階から計画されていたとすれば、何とか解明できた本件事件とは違って、原告はすっかり騙されてしまったかもしれないだろう。

(4) 被告藍澤証券は、準備書面4の第2において、同被告が管理会社の運用方法等について指示する権限がないという理由を述べて、目論見書どおりの運用を実施できないと述べているが、明らかに誤りである。なぜなら、同被告がレジット事件実施計画に同意せずに、この計画に反対する行動を取っていれば、レジット事件実施計画は頓挫した

ことだろう。パートナーの一方が邪まな考えを抱いたら、それを諭して正しい道に導くのが、もう一方のパートナーの役割である。万が一、同計画が頓挫しなければ、同被告の信託報酬減少に関する損害賠償請求の訴訟を起こすことも可能である。というように、同被告が目論見書どおりの運用を目指すのであれば、方法はいくらかでも考えられるのである。

- (5) 被告藍澤証券は、準備書面4の第2において、いろいろ述べている。しかし、原告が本書面でもここまで明らかにした事実および現実から、同被告の同文書の第2の主張はすべて誤りであるか、または現実を無視した単なる観念論であり、失当である。

第2 被告藍澤証券の不法行為について

- 1 被告藍澤証券は、同被告の不法行為を認めている

- (1) 「調停申立書」(乙第3号証)をもって、原告が申立人となり被告藍澤証券を相手方として申立てた調停において、同被告の「答弁書」(甲第17号証)は不法行為を認めているように読み取れる。実際に、同被告は、その調停において損害賠償金約700万円を原告に支払う提案をした。もしも同被告に不法行為がないとすれば、損害賠償金は、何を賠償するものであろうか。もしも原告に対する損失補てんだとすれば、同被告の訴外小幡が原告に忠告したところの違法行為である。これについては「調停申立書」(乙第3号証)の41頁に述べた。

- (2) 準備書面(3)の5頁について(その1)

準備書面(3)の5頁の①ないし⑤には、被告藍澤証券の投資家に対する非道な態度に対する皮肉を込めた修辭学的表現が含まれている。たとえば②については、目論見書の記述内容と被告藍澤証券の準備書面1の5頁以降の説明があまりにも異なるので、そうであれ

ば、目論見書の虚偽記載になるので、被告藍澤証券の準備書面1の5頁以降の説明を目論見書に書くべきであると原告は述べたのである。

すなわち、請求目論見書（甲2の1）13頁には「これらの日本の実質上の受益者は外国証券取引口座約款に基づき販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができます。」と記載されている。

他方、被告藍澤証券の準備書面1の5頁以降には『請求目論見書の記載は「販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができます。」と規定するのみで、販売会社が受益権を行使する義務まで負担するものではない。』と記載されている。

原告と被告藍澤証券の見解の違いは、目論見書には、実質上の受益者、すなわち投資家の立場に立って、何ができるのかが記載されていると原告は捉えるのに対して、被告藍澤証券は、販売会社の対場に立って、販売会社が受益権を行使する義務があると目論見書に記載されていない、と主張しているように思われる。

いずれにしても、実質上の受益者、すなわち投資家が、外国証券取引口座約款に基づき販売会社をして自己に代わって受益権を行使させることができない場合があるのであれば、そのことが目論見書に明記されていなければならないので、目論見書の虚偽記載である。

(3) 準備書面(3)の5頁について(その2)

準備書面(3)の5頁の①ないし⑤のうちで、最も重要なのは、③の「レジットは、その基準価額の算定方法が、突然一方的に変更され、70%の減額になる可能性があること」という記述なので、これについて述べる。

原告は、要するに「レジットは、その基準価額の算定方法が、突然一方的に変更される」というリスクが書いていないのに、算定方法が

変更されたことを原告は問題にしているのである。そして、算定方法の変更を原告は揶揄して、そうしたリスク説明をすべきだったと、皮肉を込めて述べたのである。

本件の様に、販売者が勝手に基準価格、すなわち投資家の財産価値の指標、の計算方法を変更できるとすれば、70%どころの減額ではなく、80%、90%の減額になる可能性すらある。つまり、投資家の財産の価値を販売者がいつでも自由に変更することができ、これによって投資家は大きな損害を被るということを被告藍澤証券は説明しなくてはならなかったのである。

- (4) もしも被告藍澤証券が、「虚偽ないし誤解を招くような記載のある目論見書を用いた事実が存しない」などと、臆面もなく述べたことが真実であれば、早期売却を前提とする評価額を算出するための詳細不明の“目論見書にない評価方法”を新たに導入して適用するような必要はないのである。なぜなら、目論見書に記載の「売却価格に基づく買戻代金」に従って運用すればよいのであって、目論見書に記載のない早期売却を前提とする評価額を持ち出すには及ばないからである。目論見書に従えば、本件事件のような基準価額の下落はあり得ず、投資家に損害を与える反動で被告らが利益を得る道は生じないのである。さらに被告藍澤証券は証拠を残さないように気を使いながらコールセンターを開設する手間も省け、被告藍澤証券の信託報酬と代行協会報酬を合わせた年間のレジットに関する収入が2億2千5百万円も減ることはなかったのである。

2 消滅時効について

- (1) 本件事件における消滅時効の起算点である「損害及び加害者を知った時」は、準備書面(10)の第5(26頁)で原告が述べたように、平成24年8月以降である。被告藍澤証券が述べるところの、平

成 2 4 年 1 月 5 日でもなく、平成 2 1 年 1 月 5 日でもない。

被告藍澤證券は、「損害及び加害者を知った時」の定義または意味を誤解している。準備書面(5)の第5の3(12頁ないし15頁)に、時効における起算点である「損害及び加害者を知った時」に関する最高裁判所第2小法廷の判決について述べたので、これを参照されたい。すなわち、単に加害行為により損害が発生したことを知っただけでなく、その加害行為が不法行為を構成することを知った時という意味に解するべきである。

(2) 平成 2 1 年 1 月 5 日は、原告が本件事件に関する質問を熱心に行っていたころである。ところが、被告藍澤證券は、本件事件に関する原告の質問に答えてくれないので、何とかして質問に回答をしてもらおうと、原告は力を入れていた時期である。したがって、原告は被害を受けたという意識はもっていたが、本件事件の内容を理解することができず、どのような不法行為を構成するのかなど知る由もなかった。なぜなら、本件事件についての原告の質問に、被告藍澤證券はまともに答えてくれなかったからである。

被告藍澤證券は原告の質問に論理的に分かるように答えてくれないので、何とかして回答を得ようとして、原告は次の二つの工夫をした。

その一つが被告藍澤證券の三島支店長の訴外小幡の名刺の裏に以下のように書いてあることを根拠にして、原告は「レジット」を少なくとも1口は購入する覚悟をして、不明点や矛盾点の質問に答えてもらおうとしたことである。これについては、「調停申立書」(乙第3号証)の39頁に書かれているとおりである。なお、原告が今思うところによると、被告藍澤證券には、説明義務があるのだから、原告はレジットを1口購入しなくてもよかったと考える。

お客様ご自身の判断でお取引いただくため、
商品内容やリスク内容など重要な事項を十分に
ご理解いただけるよう、説明に努めます。
ご不明の点がございましたらご質問ください。

そして、もう一つは、原告がレジットを買わなかったとした場合の
状況に近づけることを目指して平成21年1月5日におこなった損
害賠償の請求である。本件事件発覚当時に原告は、被告藍澤証券の三
島支店で聞いた話を議事録の意味で、毎回同支店にFAXしていたが、
そうしたFAXの一つの中に、レジット購入前の現状復帰を求めた損
害賠償を求める記述を含めた。これについては、「調停申立書」（乙
第3号証）の4頁に書かれているとおりでである。被告藍澤証券は、こ
れに驚いて原告の質問に答えてくれるかと原告は期待したのである
が、同被告には全く取り合ってもらえなかった。

(3) 当時、被告藍澤証券は、社内的な混乱状態のためか質問に答える
用意ができていない状態で（この状態は今日まで続いているともいえ
そうである）、原告の質問を封じることにより異常に熱心であった。同被告
は、原告の質問を封じるために、弁護士訴外水野晃をして原告にレジ
ットの購入はまかりならぬと宣告した。これは、レジットを1口だけ
購入する覚悟をして、質問への回答を求める原告の戦術への対抗処置
である。そして、被告藍澤証券と原告の取引に関することまでもすべ
て弁護士訴外水野を介するようにと原告に宣告した。

その後、弁護士訴外水野は、平成21年3月2日に原告を相手方と
する「債務不存在確認請求事件」という調停を申立てた。原告は、調
停はよい機会だから、損害賠償の交渉を行なおうと求めたが、同年4
月17日に行なわれた調停では、弁護士訴外水野には損害賠償交渉の

権限がないとのことで、訴外水野が目指した調停の目的が達せられたかどうか不明のまま、あっという間に不調に終わってしまった。調停の経験のない当時の原告にとっては、調停を行なうという話だけでも大変なストレスであったが、一体全体この調停は何であったのだろうか。原告をクレーマーと誤認したのか、被告藍澤証券が振り上げた拳骨の落としどころとしか原告には思い当たらない。原告は決してクレーマーではなく、できるかぎり冷静に論理的に示談をしようとしているのかかわらず、原告を顧客とも考えないような酷い仕打ちを被告藍澤証券がしたのである。そして、今もしていることを同被告は反省すべきである。

いずれにしても、原告が不法行為責任の追及ができると考え始めるまでには、長い時間と、大変な労力が必要だったのである。

第3 事件発生後の違法行為

- 1 言うまでもないことであるが、被告藍澤証券（及び被告ファンドクリエーション）は、金融商品取引業務に関し専門的知識・経験を蓄積しており、更には豊富な情報を有する事業者である。このような事業者が知識・経験・情報量・資力に圧倒的に劣る一般市民に対して取引を勧め、契約を締結するのであるから、これらの事業者は、一般市民に対して誠実かつ公正に行動しなければならないのは当然である。そうであるからこそ、金商法の目的に「投資者の保護」が掲げられているのである（同法第1条）。

これは、日本国内だけでなく、国際的な行動規範であり、世界有力諸国の証券規制当局の国際組織である証券監督者国際機構も、7つの行為原則を採択している。その中の一つは顧客に対する情報開示の徹底である（民事法研究会 金融商品取引被害救済の手引き 日弁連消

費者問題対策委員会編・4頁以下)。

原告は、「本件事件にあたり投資家の保護のために被告藍澤証券は管理会社にどのような働きかけをしたのですか、今後どのような働きかけをするのですか」という質問（これを質問Zと呼ぶ）を被告藍澤証券に発してきた。これは、被告藍澤証券に「投資者の保護」の観点を目覚めさせるだろうと考えての質問である。しかるに、被告藍澤証券は、質問Zなどには答えないのが当然だと言わんばかりに、原告の質問Zを無視し続けた。質問Zの他に、原告は被告藍澤証券に質問Xおよび質問Yを投げかけた。質問Xとは「本件の分配金及び基準価額の減少がいかなるリスクが顕在化したものによるか」であり、質問Yとは「なぜ分配金が減ったのか」である。これらの原告の質問に対して、被告藍澤証券は、変な論理で原告に接して、質問Xおよび質問Yに答えないのだから、質問Zに答えるはずがないとばかりに、質問Zへの回答をやり過ごしてきたのである。

2 原告は、これまで被告藍澤証券に対して質問Xおよび質問Yを何度も発してきた。なぜなら、これらは本件事件に関する極めて基本的な質問であり、これらに答えてもらえないことなど考えられなかったからである。もしも、答えてもらえないとすれば、極めて異常であり、被告藍澤証券の法律違反などの悪事が疑われる。しかるに、被告藍澤証券は、原告に疑われることなどお構いなしに質問に答えずに、むしろ原告の質問を封じてしまえと、原告が質問をしにくくする手立てをこうじたのである。

すなわち、被告らは、あくまでも礼節をもって問い合わせをしている原告を訴訟以前の段階ではクレイマーとして扱い、訴訟の場になっても、頑なに情報の開示・説明を拒んでいる。その訴訟対応は、とても責任ある企業の行為とは思えず「異常」としか言いようがない。

このような被告らの行為は、それ自体、本件事件発生における同人らの違法行為を裏付けるものである。しかし、それだけではなく、この様な事件後の対応そのものが、事件発生後から現在まで続く、被告らの誠実公正義務違反や説明義務違反などに該当する違法行為なのである。このような違法行為によって受けた原告の精神的損害は100万円を下らない。

以上